

2026年3月31日

各 位

会 社 名 サントリー食品インターナショナル株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 穰介
(コード番号：2587 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部
(TEL. 03-5579-1837)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項を、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2025年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
サントリー ホールディングス(株)	親会社	59.48	—	59.48	該当なし
寿不動産(株)	親会社	—	59.48	59.48	該当なし

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称	サントリーホールディングス(株)
その理由	当社の筆頭株主であり、議決権の59.48%を保有しているため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係等

当社の親会社は、サントリーホールディングス株式会社（以下、「サントリーホールディングス」という。大阪府大阪市北区 資本金 70,000 百万円）であり、同社は、当社議決権の59.48%（うち合算対象分なし。）を所有する筆頭株主であります。同社を中心とするサントリーグループは、2025年12月31日現在、260社（同社及び親会社1社とその子会社及び持分法適用会社258社）により構成され、食品・酒類の製造及び販売、その他の事業活動を行っており、当社は、サントリーグループの飲料・食品セグメントの中核をなす企業です。

また、サントリーホールディングスは、寿不動産株式会社の子会社であるため、寿不動産株式会社も当社の親会社に該当します。

サントリーグループ（当社グループを除く。）と当社グループとの間の主な取引関係は次のとおりです。

取引内容	取引先
製品輸送業務の委託	サントリーロジスティクス(株)
ロイヤリティの支払い	サントリーホールディングス(株)
コーヒー豆の仕入れ	サントリーコーヒーロースタリー(株)
ウーロン茶葉・コーヒーエキスの仕入れ	三得利貿易（香港）有限公司
酒類原料・製品の仕入れ	Beam Suntory Australia Pty Limited
機能業務の委託	サントリーホールディングス(株)

また、当社グループの事業に関連する商標権、特許権、意匠権等の知的財産権については、一部をサントリーホールディングスが保有し、当社はサントリーホールディングスから独占的実施権等を付与されています。

2026年3月26日現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）7名のうち、サントリーホールディングスの取締役専務執行役員である仙波匠氏が、当社の取締役に就任しています。これは、同氏の有する、サントリーグループの国内グループ会社の社長や中国グループ会社の董事長等、国内及び海外での企業経営者としての豊富な実績と、経営企画部門や営業部門の部門長としての経験に基づく高い見識が、当社取締役会の更なる機能強化に資すると判断したためです。

また、当社では、サントリーホールディングスより受け入れる社員につきましては、出向ではなく、転籍としています。

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社グループは、サントリーグループの飲料・食品セグメントの中核をなしており、サントリーグループ内の当社グループ以外の企業は、当社グループと異なる事業を営んでいることから、サントリーグループに属することによる事業上の制約はありません。

サントリーグループとの間で、製品輸送業務の委託、ロイヤリティの支払い等の取引を行っていますが、これらの取引は、スケールメリットを享受できることや、コーポレートブランド「サントリー」の名称・ブランドを使用することができる等、当社グループにとってメリットをもたらしています。

当社グループの事業に関連する商標権、特許権、意匠権等の知的財産権については、サントリーグループにおける知的財産権の有効活用の促進及び維持管理集中化による効率化のため、一部をサントリーホールディングスが保有し、当社はサントリーホールディングスから独占的実施権等を付与されています。なお、当社はサントリーホールディングスに当該独占的実施権等に伴うロイヤリティの支払いを行っていません。また、当該許諾関係が終了する場合には、これらの知的財産権についてはサントリーホールディングスから当社に無償で譲渡されることになっています。

当社においては、取締役1名がサントリーホールディングスの取締役専務執行役員を兼務していますが、その就任は当社の要請に基づくものであります。当社の意思決定に関して、サントリーホールディングスの事前承認事項はなく、当社が独自に経営の意思決定を行っています。但し、サントリーホールディングスは当社発行済普通株式の59.48%を所有し、当社取締役の選解任、合併その他の組織再編の承認、重要な事業の譲渡、当社定款の変更及び剰余金の配当等の当社の基本的事項についての決定権又は拒否権を有していますので、株主総会の承認が必要となる全ての事

項の決定に関して、他の株主の意向にかかわらず同社が影響を与える可能性があります。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社グループは、親会社であるサントリーホールディングス及びサントリーグループ各社と企業理念や創業精神、グループ経営方針を共有しており、サントリーグループの経営資源を活用することが、当社の持続的成長を支える基盤として寄与していると考えています。

一方で、当社は、上場会社として、その独立性を維持し、親会社以外の株主の利益を保護することも重要な経営課題と認識しています。

そのため、これらのグループシナジーの追求にあたっては、ブランド・人財・重要な資産・情報といった当社の企業価値の源泉となる主要な経営資源については当社が自ら決定し、保有・確保するとともに、株主間の利益相反問題に対処するための体制整備と運用に努めています。

サントリーホールディングスを含むサントリーグループ（当社グループを除く。）との取引・行為等については、社内規程に従い、取引・行為等を実施する部署において、また、法務部門及び財務・経理部門において、サントリーホールディングスからの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行うこととしています。更に、一定金額以上の取引、及び、ブランド・人財・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引・行為等（以下、合わせて「重要取引・行為等」という。）については、特別委員会の事前審議・答申を経た上で、取締役会において、その重要取引・行為等の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について十分に審議した後、意思決定を行います。事前の審議に加え、事後、審議の内容に基づいた取引・行為等が行われたかどうかについて、社内規程に従い、法務部門、財務・経理部門、内部監査部門によるチェックと、監査等委員会による監査を実施します。また、重要取引・行為等については、特別委員会及び取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認することとしています。これらの体制により、サントリーグループ（当社グループを除く。）との取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保していきます。

なお、特別委員会の委員は、その独立性・客観性を確保するため、サントリーグループからの独立性を有する者でなければならないこととしており、現在は、独立社外取締役3名で構成されています。

(4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社とサントリーホールディングスとは、取引関係、人的関係、資本関係等において密接な関係にありますが、事業活動及び経営判断については、当社が独自に意思決定を行い、業務執行しており、独立性が確保されていると認識しています。

4. 支配株主等との取引に関する事項

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
			百万円	百万円
親会社	サントリーホールディングス(株)	ロイヤリティの支払い	25,855	2,350
		業務委託料の支払い	11,802	1,295
		原材料等の立替払い	—	67,301

ロイヤリティの支払いは、ブランド価値等を勘案し、両者協議のうえ使用対価として妥当な料率

を決定しています。

業務委託料の支払いは、委託業務の品質及び委託業務を内製化した場合の増分費用を勘案し、両者協議のうえ適切な金額を決定しています。

原材料等の立替払いは、外部の取引業者等に対する立替払いをサントリーホールディングスが実施したものであり、親会社との実質的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しています。

未決済金額には消費税等が含まれています。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

2025 年は、特別委員会を 5 回開催し、ブランドライセンス、ロイヤリティの支払い、機能業務の委託等の重要取引・行為等の審議を行い、審議の結果、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性があることを確認し、取締役会に答申しました。取締役会においても、特別委員会による答申結果を踏まえ、当該重要取引・行為等について、承認しました。

以 上